

第 10 号

熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和元年6月7日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年熊本県条例第75号）の一部を次のように改正する。

第27条第8項中「の学部で」を「（短期大学を除く。第36条第5項、第59条第7項、第61条第4号及び第5号、第69条第23項、第97条第3項、第105条第7項並びに第107条第4号において同じ。）において」に改める。

第36条第5項中「の学部で」を「において」に改める。

第38条第1号中「者」の次に「（学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。第54条第2項第1号及び第61条第1号において同じ。）」を加える。

第54条第2項第5号中「学校教育法の規定により」を「教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する」に、「となる資格」を「の免許状」に改め、同条第6号ア中「者」の次に「（当該学科又は当該課程を修めて学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加える。

第59条第7項中「の学部で」を「において」に改める。

第61条第1号中「第43条第1号」を「第43条第1項第1号」に改め、同条第4号及び第5号中「の学部で」を「において」に改め、同条第9号中「学校教育法の規定により」を「教育職員免許法に規定する幼稚園、」に、「となる資格」を「の免許状」に改める。

第69条第23項、第97条第3項及び第105条第7項中「の学部で」を「において」に改める。

第107条第3号中「者」の次に「（学校教育法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）」を加え、同条第4号中「の学部で」を「において」に改め、同条第8号中「学校教育法の規定により」を「教育職員免許法に規定する」に、「となる資格」を「の免許状」に改める。

附則第5条中「（昭和24年法律第147号）」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)の一部改正に伴い、関係規定を整備する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。